

手当等支給基準

- ◎通勤手当 (月額)
- ・ 2～10km ¥5,000
 - ・ 10～15km ¥10,000
 - ・ 15～25km ¥15,000
 - ・ 25km～ ¥20,000
- ◎家族手当 (月額)
- ・ 扶養家族1人につき ¥5,000
子は18歳未満、親は65歳以上
配偶者は除く
- ◎出産育児手当 (月額)
- ・ 産前3ヶ月～産後1年 ¥10,000
- ◎営業報奨金 (随時)
- 新規顧客獲得1件につき
 - ・ 紹介料 ¥5,000 (見積返答後)
 - ・ 契約料 ¥5,000 (入金確認後)
 - ・ 利益料 +当該工事の粗利の10% (入金確認後)
 - 支給方法
月末締切りの翌月給与に加算。(営業報奨金支給申請書を提出すること)
 - 減額、除外
会社の方針と異なる営業方法や販売条件によって成立したものは、報奨金計算の際の減額対象となり、著しく逸脱したものは除外とする。
- ◎慶弔見舞金 (規程に基づく) (随時)
- ・ 結婚祝金
 - ・ 出産祝金
 - ・ 誕生日祝金
 - ・ 傷病見舞金
 - ・ 災害見舞金
 - ・ 死亡弔慰金
- ◎退職金制度 (規程に基づく)
- ※中退共制度による
- 加入 : 試用期間終了後～定年まで
 - 月額掛金 : 賃金を基準とする。
- ◎車両・機械リース
- 個人名義の車両・機械等を会社に賃貸する場合、賃貸借契約書に基づき、月額賃料を支払う。

